

第8章

計画の策定・推進体制

第1節 計画の策定・推進体制

1 「札幌市介護保険事業計画推進委員会」の設置

「市町村介護保険事業計画」の策定にあたっては、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっています（介護保険法第117条第9項）。

これを受けて、公募による市民の代表6人を含む、保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者など23人で構成する「札幌市介護保険事業計画推進委員会」を設置し、本計画について協議しました。

また、今後は、委員会に適宜、取組・事業の進捗状況を報告し、計画全体を検証していきます。

(1) 設置根拠

<札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号） 抜粋>

（介護保険事業計画推進委員会）

第2条の2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 被保険者

(2) 学識経験者

(3) 保健、医療又は福祉の関係者

(4) 介護サービスの提供に携わる者

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

<札幌市介護保険事業計画推進委員会規則（平成26年規則第72号）>

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）第2条の2第9項の規定に基づき、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。
- 3 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

(2) 委員名簿

氏名	所属団体等	備考
姉崎重延	北海道認知症グループホーム協会 監事	～令和元年(2019年)6月
荒木啓伸	札幌市医師会 理事	～令和元年(2019年)7月
荒木美枝	北海道看護協会 専務理事	平成31年(2019年)3月～
○池田望	札幌医科大学 教授	
太田秀造	札幌市医師会 理事	
大森幹朗	札幌歯科医師会 専務理事	
加藤敏彦	札幌市老人福祉施設協議会 会長	
加藤浩志	北海道認知症グループホーム協会 理事	令和元年(2019年)6月～
紙谷京子	札幌市民生委員児童委員協議会 理事	
木浪江里子	札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会 幹事	令和2年(2020年)5月～
工藤悦子	北海道看護協会 第4支部 第3副支部長	～平成31年(2019年)3月
小林恒男	札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長	
斎野正一	市民委員(公募)	
菅原由美子	札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会 幹事	～令和2年(2020年)5月
高田安春	市民委員(公募)	
田島良	市民委員(公募)	
長崎亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会 副会長	令和2年(2020年)7月～
◎永田志津子	札幌大谷大学 教授	
中路康夫	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長	
濱松千秋	札幌市医師会 理事	令和元年(2019年)7月～
日沖智子	市民委員(公募)	
平田麻紀子	札幌市白石区第2地域包括支援センター センター長	
平野美里	弁護士	
星野豊	北海道老人保健施設協議会 会長	
増田眞里	市民委員(公募)	
光崎聡	連合北海道札幌地区連合会 副事務局長	
南靖子	札幌市介護支援専門員連絡協議会 副会長	～令和2年(2020年)6月
吉田裕子	市民委員(公募)	

※ ◎：委員長、○：副委員長（50音順、敬称略）

(3) 審議経過

回	開催日	議事内容
第1回	平成30年(2018年) 9月4日	<p>1 介護保険事業計画推進委員会について</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の選出</p> <p>(2) 委員会の目的、運営等について</p> <p>(3) 地域密着型サービス部会の設置について</p> <p>(4) 地域密着型サービス部会の委員の選任について</p> <p>(5) その他の部会について</p> <p>2 札幌市高齢者支援計画2018について</p> <p>3 札幌市の介護保険事業の現状、取組状況について</p> <p>4 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の不足は、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、ますます激しくなる。介護保険事業計画の適正実施のためには、人材の育成、確保が重要である。札幌市も今まで以上に積極的に取り組んでいただきたい。 ● 地域医療介護総合確保基金のモデル事業を活用して、地域の元気な高齢者の方に介護施設を知っていただく、そして、介護助手として手伝っていただき、ご自分の介護予防にもつながるということで、札幌と稚内、室蘭の3地域6か所で行っている。介護人材の確保と、地域で支え合っていくことに関して、市としてもご検討いただきたい。
第2回	平成31年(2019年) 1月30日	<p>1 平成30年北海道胆振東部地震への対応について</p> <p>2 札幌市高齢者支援計画2018の進捗状況について</p> <p>3 平成30年度保険者機能強化推進交付金について</p> <p>4 地域密着型サービス事業者の指定状況及び高齢者支援計画2018による施設整備進捗状況について</p> <p>5 介護人材確保・定着化事業の状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中でサロンのことだとか、そういうのを含めて、ご自宅で介護をなさっている方の連携みたいなものが取れないか、行政的な実施要綱などがあると良いのではないか。 ● 高齢者でも、まだ元気な方がたくさんいらっしゃる。75歳、80歳ぐらいで働ける元気な方に対しては、有償で、きっちとボランティアなどをやってもらうというのがいいのではないか。
第3回	令和元年(2019年) 5月28日	<p>1 札幌市高齢者支援計画2018の進捗状況について</p> <p>2 介護保険料の軽減拡大について</p> <p>3 市民、事業者を対象としたアンケートの実施について</p> <p>(1) アンケートの実施案について</p> <p>(2) アンケートの検討体制等について</p> <p>4 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護医療院は、全国的に見ると市町村の予算等の関係で増えているところと増えていないところがあると聞く。介護保険料の負担が比較的大きい部分もあるので、介護保険料がどう変わっていくかということも含めて整備計画を立てていかなければいけない。

回	開催日	議事内容
第4回	10月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民、事業者を対象としたアンケートの実施について 2 札幌市高齢者支援計画2018の進捗状況について 3 「セカナビ札幌2019」について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護者や要支援者の中には、アンケートの調査票が届いても、調査票を管理できずにどこに行ったかわからないような方々がいる。そのような方でも、きちんと書いて送ることができるよう配慮が必要。 ● セカナビ札幌2019は、ニーズがあると思うので、浸透していくよう考えていただきたい。
第5回	令和2年(2020年) 6月5日 (書面会議)	<ol style="list-style-type: none"> 1 アンケート調査結果について 2 令和3年度制度改正について 3 第8期札幌市介護保険事業計画策定について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若く質の良い人材は育成からだと考える。専門学校への支援や学生への支援が必要。 ● 介護現場からの離職を少なくするため、職場の人間関係や給与、待遇の改善に向けた取組が必要。
第6回	令和2年(2020年) 8月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の実績等と札幌市高齢者支援計画2018の指標の達成状況について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度介護保険事業の実績について (2) 札幌市高齢者支援計画2018の指標の達成状況について 2 次期札幌市高齢者支援計画の概要について <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の基本指針(案)について (2) 次期計画の構成等について (3) 次期計画における施設・居住系サービス等の整備の検討状況について 3 地域密着型サービス事業者の指定状況について <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有料老人ホーム等における様々なサービス提供が介護保険事業にも影響してくるので、市でもコントロールしながら都道府県と連携を取るという観点を施策の中に入れておく必要がある。 ● 2040年というのは後期高齢者の人口が一番多くなる時期で、サービスが一番必要になってくる。そこに向けて、今からどういう準備をしていくのかという心意気がこの計画には求められていると思うので、計画の各施策の体系の根底にある精神をもう一度見据えた上で、施策を展開していただきたい。

回	開催日	議事内容
第7回	10月22日	<p>1 札幌市高齢者支援計画2021（案）について</p> <p>(1) 計画の概要について</p> <p>(2) 介護保険サービスに係る推計、整備量等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数、要介護等認定者数、各サービス利用者数の推計 ・施設・居住系サービスの整備数、介護人材確保の取組 ・保険料段階設定、保険料の減免制度 <p>2 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍で、保育、介護、医療といった、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆さんが従事している労働環境が非常に劣化をしている。せっきく一生懸命資格を取って、頑張ろうとした方が、その職場を辞め、同じ仕事には就けなくなっているということの重大さを、今一度、事業者の皆さん、働く皆さんと共有しながら、しっかり議論して少しでも良い職場環境をつくっていかなければ、介護の職場の未来はない。 ● 水害等で施設が水没してしまう事例がある。どれぐらいの水没、浸水危険性があるか、施設を許可する段階で十分配慮していく必要があるのではないか。
第8回	11月26日 (書面会議)	<p>1 札幌市高齢者支援計画2021（案）について</p> <p>2 高齢者等紙おむつサービス事業の変更について</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の不足により、これ以上の介護施設の新規整備を行った場合、従事する職員の質・量の確保が困難となる。すでに新規整備の応募事業者数の減少や入居率の低さがみられる。よって、新規整備数を整備目標より抑制し、老朽化した既存施設の建て替えを優先すべき。在宅を含むサービス全体での施策のバランスを考慮して、必要なサービスが切れ目なく提供されるように取り組んでいただきたい。 ● 元気な高齢者が様々な職種で活躍できるような支援を進めていただきたい。
第9回	令和3年(2021年) 3月10日 (書面会議)	<p>1 札幌市高齢者支援計画2021（案）について</p> <p>(1) 札幌市高齢者支援計画2021（案）に係るパブリックコメントの結果について</p> <p>(2) 札幌市介護保険事業計画推進委員会での主な意見の掲載について</p> <p>(3) 令和3～5年度の介護保険料について</p> <p>2 市民向け説明動画について</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護施設でクラスターが多発しているため、医療従事者と同等に介護従事者がコロナワクチンを接種できるような体制をつくっていただきたい。

2 関係部局との連携による計画の策定・推進

札幌市では、保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長を本部長として、関係局長により構成する「札幌市保健福祉施策総合推進本部」を設置しています。本計画の策定にあたっては、この推進本部や、推進本部のもとに設置する関係部長による「高齢者保健福祉部会」において検討を行いました。

また、計画の取組・事業の推進にあたっては、令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケア体制の構築を目指し、関係部局との連携をより一層図りながら進めていきます。